**平成２５年（フ）第３０９号**
千葉県佐倉市染井野５丁目51番地２
債務者　平井　敏治
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　常木　康昭
４　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第３２９号**
千葉県八街市富山1344番地19
債務者　伊藤　　隆
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　和哲
４　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第１０４８号**
東京都小金井市緑町５丁目８番11号
債務者　田丸　澄江
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
４　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第６９号**
北海道北見市西三輪１丁目653番地11　アイビス三輪第２五番館201号
債務者　三上　　仁
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２５年（フ）第３７３号**
鹿児島県鹿児島市若葉町37番10号
債務者　土田　晃作
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　　諒
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４７６号**
鹿児島県鹿児島市甲突町４番３―1103号
債務者　田中　俊彦
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上釜　明大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４７７号**
鹿児島県鹿児島市甲突町４番３―1103号
債務者　田中　真美
１　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上釜　明大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４８９号**
鹿児島県鹿児島市吉野町4933番地７
債務者　福永　弘幸
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩井　作太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第４９０号**
鹿児島県鹿児島市吉野町4933番地７
債務者　福永　寿美
１　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩井　作太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第２３７号**
山形市旭が丘８番１号
債務者　渡邊　俊一
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
山形地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第６号**
愛知県稲沢市駅前３丁目15番24号　ニューシティ藤美102
債務者　山川アナベルマリヤリこと　ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＡＮＮＡＢＥＬＬＥ　ＭＡＬＬＡＲＩ
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第２３８号**
山形市白山３丁目４番３―203号　パルク白山Ａ
債務者　髙橋　　慶
１　決定年月日時　平成26年１月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３３４号**
奈良県宇陀市榛原萩原2331番地の４
債務者　西澤　　滋
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第３３７号**
奈良県香芝市高166番地11
債務者　本田　由紀（旧姓川添）
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１２号**
函館市柏木町20番18号　柏荘Ｂ１―左号室
債務者　角野　敦子（旧姓垣田）
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第１３号**
函館市中道１丁目24番51号
債務者　若佐　　等
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第１４号**
函館市中道１丁目24番51号
債務者　若佐マサ子
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
函館地方裁判所